

ひとり親家庭等医療費 受給資格証の更新について

6月初旬に、ひとり親家庭等医療費受給資格証をお持ちのすべての人に、更新のための書類を送付しています。

現在お持ちの受給資格証の有効期限は7月31日までとなっています。8月以降も資格要件を満たす人で、引き続き医療費の助成を希望される場合は、お早めに更新手続きをおこなってください。

※なお、ひとり親家庭等医療費助成には所得による支給制限があります。ご本人及び扶養義務者の令和3年中の所得が一定の基準を超えると、医療費助成が一定期間停止されます。

※更新の書類が届いていない場合は、下記まで連絡してください。

問合せ＝子育て支援課 給付係（内線529）

幼児2人同乗用自転車購入費 補助金 申込受付中

補助金の交付申請しようとする人は、購入前に事前申込みをしてください。

申請できる人（すべてに当てはまる人が対象）＝

- (1) 購入時及び申請時に同一世帯において、1歳以上小学校就学の始期に達するまでの者2人以上を養育している人（※小学校就学の始期に達するまでとは、小学校入学前の3月31日までをいいます。）
- (2) 購入時及び申請時に市内に住所を有し、現に居住している人
- (3) 安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車を自ら使用する目的で購入する人
- (4) 世帯の中に市税を滞納している人がいないこと
- (5) 本人又は同一の世帯の人が、この補助金の交付を受けていない人

補助対象とする自転車（すべてに当てはまる自転車が該当）＝

- (1) 幼児2人同乗用自転車安全基準に適合したBAA（社団法人自転車協会認証）マーク及び幼児2人同乗基準適合車マークが貼付されているもの
- (2) 市内の自転車販売店等で新車として購入するもの
- (3) 防犯登録がされているもの

◆TSマーク付帯保険など自転車損害賠償責任保険等の加入がされていること

補助対象経費＝安全基準適合幼児2人同乗用自転車と同時購入する幼児用座席及び幼児用ヘルメット購入費

補助金の額＝補助対象経費合計の2分の1に相当する額（ただし、4万円が限度）

問合せ＝市民安全課 交通対策係（内線625）

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせ(国制度)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。（一定の収入制限あり。）

対象＝◆平成16年4月2日以降に生まれた児童（一定以上の障害ある場合は20歳までの児童）を養育しているひとり親世帯の人で、

1. 令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている人
2. 公的年金給付等を受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
3. 児童扶養手当の受給資格に該当する人で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

◆平成16年4月2日以降生まれた児童（一定以上の障害ある場合は20歳までの児童）を養育しているひとり親以外の世帯の人で、

4. 令和4年4月分の児童手当が支給されている人、または特別児童扶養手当が支給されている人で、令和4年分の住民税均等割が非課税の人
5. 4以外の人のうち、対象児童を養育する人で令和4年度分の住民税均等割が非課税の人（例：高校生のみ養育世帯）や、直近で収入が減少し、非課税世帯と同じ水準になっている人

支給額＝児童1人あたり一律5万円

申請＝

1の対象者：申請不要（6月上旬に案内送付、6月24日（金）に振込予定）

4の対象者：申請不要（6月下旬～7月上旬に案内送付、7月に振込予定）

2、3、5の対象者：子育て支援課まで要申請（申請書は市ホームページよりダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ郵送します）

申請期限＝令和5年2月28日（火）必着

問合せ＝子育て支援課 給付係（内線522）

単独浄化槽清掃の申し込みはお早めに

6・7・8月の単独浄化槽の清掃予約は大変混み合います。希望の日程に予約できない場合がありますので、申し込みは早めをお願いします。

申込・問合せ＝衛生センター（☎56-2279）